



## 令和2年度静岡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	309,073戸
(2) 年 間 総 配 水 量	79,706,297m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 配 水 量	218,373m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
水道整備費	5,336,175千円
足久保配水場改修工事、城内配水場電気設備更新工事及び管網整備等	
送 配 水 管 布 設	6,535m
導送配水管布設替	11,870m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	12,137,000千円
第1項 営業収益	11,480,409千円
第2項 営業外収益	656,591千円
支 出	
第1款 水道事業費用	10,554,000千円
第1項 営業費用	9,632,917千円
第2項 営業外費用	915,791千円
第3項 特別損失	4,292千円
第4項 予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,581,000千円は、減債積立金1,453,611千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額460,208千円、過年度分損益勘定留保資金2,667,181千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	3,463,000千円
第1項 企 業 債	3,005,000千円
第2項 国 庫（ 県 ） 支 出 金	53,000千円
第3項 他 会 計 支 出 金	129,862千円
第4項 負 担 金	275,138千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	8,044,000千円
第1項 建 設 改 良 費	5,499,367千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,343,633千円
第3項 投 資	200,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	清水谷津浄水場更新に伴う 着水井築造実施設計業務委託	7,000	2年度	0
				3年度	7,000
		日本平観光地水道 配水池築造工事	228,000	2年度	9,000
				3年度	154,000
				4年度	65,000
		谷津山配水池 耐震補強工事	393,000	2年度	40,000
				3年度	274,000
				4年度	79,000
		清水谷津浄水場更新に伴う 集水井築造工事	305,000	2年度	48,000
				3年度	257,000
		与一配水場松富第2配水池 送水ポンプ取替工事	86,000	2年度	0
				3年度	86,000
		西奈配水場 送水ポンプ取替工事	99,000	2年度	0
				3年度	99,000
駿河区遠方監視 制御設備更新工事	108,000	2年度	0		
		3年度	108,000		

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	清水谷津浄水場排水処理機械・電気設備更新工事	793,000	2年度	15,000
				3年度	778,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
上下水道お客様サービスセンター電話交換機賃借	令和3～7年度	4,814千円
上下水道局庁舎ネットワーク機器賃借(再リース)	令和3年度	17,565千円
葵区鷹匠一丁目配水管布設替工事	令和3年度	32,000千円
葵区北安東三丁目配水管布設替工事	令和3年度	60,000千円
葵区池ヶ谷東・池ヶ谷配水管布設替工事	令和3年度	58,000千円
葵区岳美配水管布設替工事	令和3年度	58,000千円
駿河区有東一丁目外配水管布設替工事	令和3年度	79,400千円
駿河区中田本町外配水管布設替工事	令和3年度	76,800千円
駿河区中田三丁目外配水管布設替工事	令和3年度	77,400千円
清水区大坪二丁目外配水管布設替工事	令和3年度	76,320千円
清水区草薙外配水管布設替工事	令和3年度	57,600千円
清水区谷津一丁目導水管撤去工事	令和3年度	29,205千円
城北二丁目地区浸水対策事業(水道事業負担分)	令和3～4年度	13,700千円
追分二丁目地区浸水対策事業(水道事業負担分)	令和3年度	16,900千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	3,005,000千円	<ol style="list-style-type: none"> <li>借入先 政府、銀行その他</li> <li>借入方法 普通貸借又は債券発行</li> <li>借入時期 令和2年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。</li> </ol>	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の  
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費  
の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの  
経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,572,401千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第11条 水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、98,057  
千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、7,472千円と定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏